「淀川かわづくりパートナー」運営要領（案）

（趣旨）

第１条　本要領（案）は淀川河川事務所管内（以下「淀川管内」という）において活動する淀川かわづくりパートナー（以下「パートナー」という）について定めるものである。

（目的）

第２条　パートナーは、淀川河川事務所及び淀川管内河川レンジャー（以下、河川レンジャーという）と協力し、河川と地域との良好な関係づくりを行うために活動を行う。

（活動内容）

第３条　パートナーは、淀川管内河川レンジャー代表者会議事務局（以下、事務局という）が提供する情報に基づき、淀川河川事務所及び河川レンジャーが開催する行事等に協力し、運営スタッフ等として活動する。

（登録）

第４条　淀川発見講座の修了者は、パートナーに登録することができる。

２　登録の承認は、淀川管内河川レンジャー代表者会議会長（以下、会長という）が行い、事務局が承認の通知を行う。

３　事務局は、前項の登録の承認が行われたときは、淀川河川事務所、代表者会議、各運営会議及び専門家会議に報告する。

（登録の期間）

第５条　パートナーの登録期間は登録された日の翌日から翌年の３月３１日までの１年間とする。

２　登録は、本人の意思確認をもって更新するものとする。

（登録の解除）

第６条　登録を解除しようとするときは、事前に事務局に申し出た上で、その旨を記した書面を提出する。書面の書式は別途定める。

２　次の各号に掲げる内容が認められるときは、淀川河川事務所、会長、事務局が協議し、登録を解除する。

（１）公序良俗に反し、パートナーとしてふさわしくない行為があると認められるとき。

（２）パートナーの立場を利用して、宗教活動、政治活動、営利活動及びそれら紛らわしい行為を行ったとき。

（３）個人情報や希少生物の情報等の漏洩が認められるとき。

（保険）

第７条　パートナーは、第３条にかかる活動を行うとき、傷害保険に加入する。加入に係る費用は事務局等が負担する。

（交通費）

第８条　パートナーの交通費は、第３条にかかる活動を行うとき、公共交通機関の利用を原則として実費を支給する。

（個人情報の取扱い）

第９条　パートナーの個人情報（名前、住所、連絡先等）は、個人情報保護法及び個人情報保護規程に則り事務局が適切に管理する。個人情報は、パートナーの登録及び登録に関する報告、傷害保険加入手続き、活動に関する連絡のために、淀川河川事務所、代表者会議、各運営会議及び専門家会議及び河川レンジャー等に対して用いる。その他の用途に使用する場合は、予め本人の承認を得て行う。

（運営要領の改正）

第１０条　この運営要領を改正するときは、代表者会議において改正内容を検討し、代表者会議からの提案を受けて事務所長が行う。

（その他）

第１１条　この運営要領に定めるもののほか、パートナーの運営等に関し必要な事項は、事務所長が関係者と協議して定める。

附則

この規約は、令和４年４月１日より施行する。